

誰もが平等に暮らせる共生社会の実現へ

“障害者差別解消法”がスタートします

《詳細》障害福祉課 ☎25-1155 ㊚25-1166

4月1日から“障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）”が施行されました。障がいや理由とした差別をなくし、誰もがお互いの人格と個性を尊重し合いながら、ともに生きることができる社会をつくることを目的としています。

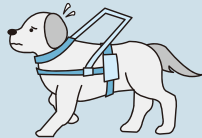
障がいを理由とした差別とは

① 不当な差別的取り扱い

障がいを理由にお店の商品やサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりすることです。

例えば・・・

○盲導犬を連れてくることを理由に、ホテルの宿泊や食事を断られた。



○障がいがあることを伝えると、アパートの賃貸を断られた。

② 合理的な配慮の不提供

障がいのある人が何らかの配慮を求めても、社会的障壁を取り除くための合理的な配慮を行わないことです。

例えば・・・

○災害避難所で、聴覚に障がいがあることを伝えたのに、必要な情報を音声のみで提供された。



○普段車いすで生活していることを伝えていたのに、エレベーターのない建物の2階に呼ばれた。

障害者差別解消法では、以下の対応が求められています。

	①不当な差別的取り扱い	②合理的配慮
行政機関(国・市町村など)	してはいけない(禁止)	しなければならない(法的義務)
民間事業者(会社・お店など)	してはいけない(禁止)	するように努める(努力義務)

障がいについて、困ったときは相談ください。	相 談	日時（祝日、年末年始を除く）	申込先・詳細
	障がいを理由とする差別の相談	月～金曜日 8:45～17:15	障害福祉課 ☎25-1155 ㊚25-1166 ㊚051-8511幸町1-2
	身体・知的・精神障がいがある人の相談	月～土曜日 9:00～18:00	障がい者総合相談支援室「げんせん」 ☎・㊚24-7070 ㊚051-0004母恋北町1-4-2
	精神障がいがある人の相談	月～金曜日 9:00～17:00 第2・4土曜日 9:00～12:00	相談支援センター「らん」 ☎22-3300 ㊚22-3366 ㊚051-0011中央町2-7-13米塚ビル4階
	相談支援専門員による障害福祉サービス利用などの相談	5月20日(金) 13:00～16:00	障害者福祉総合センター（びあ216） ☎45-6611 ㊚45-1003 ㊚050-0083東町2-1-6